

富山県ヤングケアラー支援ガイドラインについて（概要）

ガイドライン策定の趣旨

ヤングケアラー及びその家族への支援を推進するため、ヤングケアラーに関する理解促進、関係者及び関係機関の気づきや、連携した適切な支援のための共通認識を図ることを目的とするもの。

1 ヤングケアラーとは

1-1 ヤングケアラーの定義

▶ 子ども家庭庁では、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされている。

1-2 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

▶ 子どもの権利を定めたものとして、国連による「子どもの権利条約」がある。
▶ 支援が必要なヤングケアラーと思われる子どもに気づくためには、子どもの権利条約に定められた子どもの権利が侵害されている可能性はないかという視点が重要。

1-3 家庭内での役割が子どもにもたらす影響

▶ 家族の病気などによりケアが必要にも関わらず、親族のサポートや公的サービス等を十分に受けることができない場合に、子どもが家族のケアを担わなければならない状況が発生。
▶ 過度な負担が続くと、心身の健康、学習面の遅れや社会性発達の制限、進学や就労への影響が出てくる可能性があり、その結果、子どもの将来に大きな影響を及ぼす可能性があります。

1-4 ヤングケアラー支援の必要性

▶ ヤングケアラーは、自分の置かれている状況に気づいていなかったり、言い出せなかったりする場合があります、周囲の大人が手を差し伸べることで、子どもたちは「自分は一人ではない」と実感することができ、「周りの人が助けてくれた」という経験は子どもたちの将来のために大切なものとなる。

2 現状と課題

2-1 本県におけるヤングケアラーの実態について

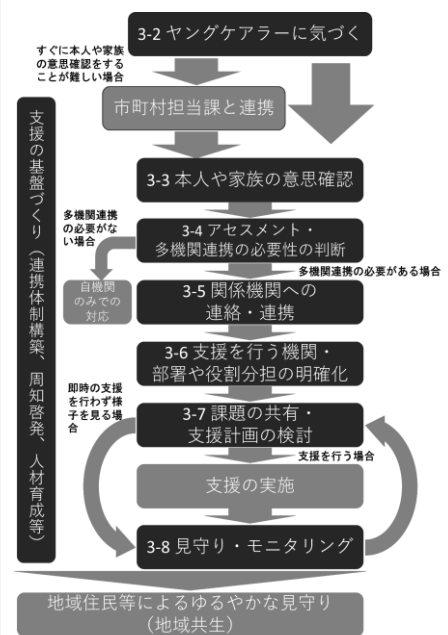
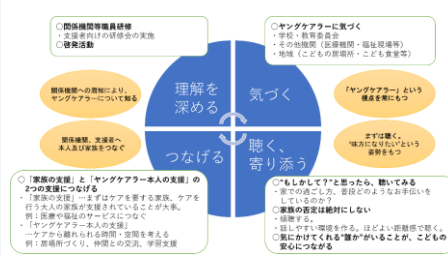
▶ 本県では、令和4年度に県内の中学2年生及び高校2年生を対象として、ヤングケアラーに関する実態調査を実施。
▶ 世話をしている家族が「いる」と回答した生徒の割合
中学2年生：5.5%（およそ18人に1人） 高校2年生：4.2%（およそ24人に1人）
▶ ヤングケアラーについて「聞いたことはない」、「聞いたことがあるが、よくわからない」と回答した生徒の割合
中学2年生：67.8% 高校2年生：63.5%

2-2 本県におけるヤングケアラー支援の課題

▶ (1) ヤングケアラーに関する理解促進、(2) ヤングケアラーに気づく、(3) ヤングケアラーに関する相談体制の整備、利用促進、(4) ヤングケアラーやその家族への支援、(5) ヤングケアラーに対するピアサポート、レスパイト（休息・息抜き）体制の構築

3 ヤングケアラーの把握、支援の方法

3-1 ヤングケアラー支援の流れ



3-2 ヤングケアラーに気付く
▶ 「ヤングケアラーがいるかもしれない」と常に意識する必要がある。
▶ 学校や定期的にケア対象者の支援で関わる機関の役割が重要。

3-3 本人や家族の意思確認
▶ 子ども自身や家族が現在の状況をどう捉え、支援希望の有無などを確認することが重要。
▶ 子どもや家族等と関わる際には、ケアを担っていることを否定しない、公にしてほしくないケースに対する配慮、メンタル面でのサポート等に留意。

3-4 アセスメント・多機関連携の必要性の判断
▶ 子どもや家族の状況を把握し、ヤングケアラーであるかどうかを判断するため、また、多機関連携について考えるため、アセスメントの実施が有効。

3-5 関係機関への連絡・連携
▶ 学校、福祉、医療、地域等が各組織内及び関係機関と連携して対応していくことが必要。

3-6 支援を行う機関・部署や役割分担の明確化
▶ 関係機関ができることや機能を把握したうえで、あらかじめ役割分担を明確にし、情報共有の方法を決めておくことよい。

3-7 課題の共有・支援計画の検討
▶ 各関係機関の間でヤングケアラーに関する共通理解が得られていることが重要。
▶ アセスメントを行ったうえで、それに基づいた支援目標、支援計画を立てていくことが重要。

3-8 見守り・モニタリング
▶ 各支援者が声掛けをするなどの見守りが必要、状況変化が見られた場合、支援計画の立案や修正により、より適切な支援につなげる必要がある。

3-9 ヤングケアラー相談窓口（県・市町村）

4 参考資料

- 4-1 ヤングケアラーに関するアセスメントシート（例）
- 4-2 ヤングケアラーやその家族への主な支援制度・サービスの例
- 4-3 支援事例
- 4-4 参考文献